

盛岡広域振興局長告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年4月2日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 矢巾西安庭線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割2番17地先から岩手郡雫石町大字西安庭第46地割字桂71番地先まで	新	B 95.7~3.9 m	m 11,733.4
紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割282番地先から岩手郡雫石町大字芦ヶ平第53地割28番56地先まで	旧	A 44.0~4.0	12,091.7
紫波郡矢巾町大字広宮沢第1地割2番17地先から南昌山国有林432林班た6小班地先まで		B 95.7~10.6	6,000.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成25年4月2日から同年5月2日まで